

# 生徒会長選挙細則

## 第1章 総則

- 第1条 生徒会会則第18条の規定により行われる生会長選挙(以下「選挙」という)は、この細則の定めるところによる。
- 第2条 会員は細則に特別に定める者を除き、選挙権及び被選挙権を有する。
- 第3条 選挙に関する事務は、選挙管理委員会(以下「委員会」という)がこれを処理する。
- 第4条 選挙は無記名单記投票とし、選挙権を有する会員の過半数の有効投票を必要とする。ただし、この条件を欠くときは再選挙を行う。
- 第5条 再選挙は、この細則に定める選挙の方法による。

## 第2章 選挙管理委員会

- 第6条 委員会は各ホームにより選出された選挙管理委員で構成し、互選により委員長、副委員長及び書記を選出する。
- (1) 委員会の定足数は総委員数の過半数とする。
- (2) 委員の任期は1年とする。
- 第7条 選挙管理委員は在職中候補者となることはできない。また在職中選挙運動をすることはできない。

## 第3章 立候補者及び選挙運動

- 第8条 委員会は、立候補届出期間及び選挙の日を公示し、公示の日より7日以内に立候補受付を締め切り、即日立候補者名を公示し、その日より5日以内に選挙を行う。
- 第9条 立候補者は前条で規定する立候補届出期間内に文書で5名以上の推薦人名簿を添え、届け出なければならない。
- 第10条 選挙運動は前条の届け出があったときより投票日の前日までとする。選挙運動の方法については委員会の定めた範囲で行わねばならない。
- 第11条 立候補者の立会演説は、委員会が定めた日時、場所で行わなければならない。

## 第4章 投票及び開票

- 第12条 投票及び開票は、生徒会顧問、選挙管理委員2名以上が立会人として立ち合わねばならない。
- 第13条 開票は投票日に行う。
- 第14条 次の投票は無効とする。
- (1) 正規の用紙を用いないもの。
- (2) 立候補の氏名を記載しないもの、及び氏名以外を記載したもの。ただし、学年・組・氏名又は敬称の類はこの限りではない。
- (3) 立候補者の氏名を確認しがたいもの。
- (4) その他委員が無効と認めたもの。

## 第5章 当選

- 第15条 立候補者中有効投票の過半数以上を得た者をもって当選人とする。ただし、上記の条件をみたす者がいない場合は、上位者2名について再投票を行い、その上位者を当選とする。
- 第16条 当選の決定は立会人の立ち合いの上、選挙管理委員長がこれを行う。
- 第17条 委員会は当選人が決定したとき、直ちに当選人に告知し、同時に、当選人の氏名及び得票数、その選挙における候補者の得票総数を公示しなければならない。

第 18 条 立候補者が 1 名のときは、無投票当選とする。

第 19 条 前条の信任投票の場合に第 17 条は準用する。

## 第 6 章 改正

第 20 条 本細則の改正は、代議員が発議し、総代議員数の 3 分の 2 以上の賛成をもって可決する。